

重要事項説明書

1. 運営規定の概要

(1) 目的

要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と認定を受けられた利用者の方々に通所リハビリテーション計画(介護予防リハビリテーション計画)を立て実施し、心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(2) 方針

通所リハビリテーション計画(介護予防リハビリテーション計画)に基づいて理学療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の方々の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限り自宅で生活を営めるよう支援します。

更に、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス提供者、福祉サービス提供者及び関係市町と綿密な連携を図りサービスの提供に努めます。

(3) 利用者の定員 10名

(4) 利用料、その他費用

下記の利用料合計です。

【通所リハビリテーション】

利用料(1時間以上2時間未満)

要介護1	369 単位/日
要介護2	398 単位/日
要介護3	429 単位/日
要介護4	458 単位/日
要介護5	491 単位/日

その他費用(要件を満たす場合、上記の基本部分へ以下の料金が加算されます)

理学療法士等体制強化加算	30 単位/日
入浴介助加算(I)	40 単位/日
移行支援加算	12 単位/日
サービス提供体制強化加算(II)	18 単位/回
事業所が送迎を行わない場合	減算 47 単位/片道
送迎区域外料金(1日につき)	20 円×距離(km)

【介護予防通所リハビリテーション】

利用料

要支援1	2268 単位/月
要支援2	4228 単位/月

その他費用(要件を満たす場合、上記の基本部分へ以下の料金が加算されます)

事業所評価加算	120 単位/月
サービス提供体制加算(II)(支援1)	72 単位/月

サービス提供体制加算(Ⅱ)(支援 2)	144 単位/月
長期利用減算(支援 1)	- 20 単位/月
長期利用減算(支援 2)	- 40 単位/月
送迎区域外料金	20 円×距離(km)

(5) 送迎実施区域

東城町川東、東城と川西、東城町東城の区域。

(6) 営業日及び営業時間

- ① 毎週月曜日から金曜日とする。ただし、国民の休日及び8月13日から15日並びに12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間は、午前8時から午後5時まで
- ③ 利用時間は、午前8時から午後5時まで

(7) 施設利用にあたっての留意事項

- ① 医療機関での受診は、緊急時を除いて原則行いません。
- ② 金銭・貴重品の管理は各人をお願いします。
- ③ 設備・備品等は無断では使用しないでください。

(8) 非常災害対策

管理者が任命する防火管理者が定期的な訓練や点検を行い安全管理に万全を期します。

2. 従業者の員数と職務

管理者	1名	(常勤)従業者の管理・指導を行います。
医師	1名	(常勤)管理者と兼務します。利用者の病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的対応を行います。
介護職員	1名	(常勤)利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護や指導を行います。
介護福祉士	1名	(常勤)利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護や指導、送迎、居宅内介助を行います。
理学療法士	3名	(常勤)医師と共同してリハビリテーション計画書を作成し、リハビリテーションならびに送迎、居宅内介助を行います。

3. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が発生した際には、医療法人社団増原会東城病院の業務改善委員会において、その原因を解明し再発防止に努めます。

4. 苦情処理の対応

- (1) 利用者及び家族の方で、苦情等がある場合は、管理者またはリハビリ担当者申し出てください。備え付けのご意見箱に投函されてもかまいません。
- (2) その場で解決できるものは、即刻、解決実行します。その場で解決困難な場

合は、業務改善委員会で検討し、解決実行します。

- (3) 業務改善委員会でも、解決困難な場合は、関係官庁等に相談のうえ解決を図ります。
- (4) 苦情等については、その都度記録しその経緯を明白にします。

※サービスへの相談や苦情の受付窓口

【事業所の窓口】	【市(保険者)の窓口】	【公的団体の窓口】
東城病院 事務長 藤田伸史 広島県庄原市東城町川東 1463 番地 1 電話 08477-2-2150(代表) 受付時間 平日 8:00~17:00 土 8:00~12:00(日祝は休み)	庄原市役所 高齢者福祉課 広島県庄原市中本町 1 丁目 10-1 電話 0824-73-1167(直通) 受付時間 平日 8:15~17:15 (土日祝は休み)	広島県国民健康保険団体連合会 広島市中区東白鳥町 19 番地 49 号 電話番号 082-554-0783 受付時間 平日 8:30~17:15 (土日祝は休み)

5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 虐待の未然防止
- ・ 早期発見
- ・ 迅速かつ適切な対応
- ・ 防止のための対策を検討する委員会の設置
- ・ 防止のための指針の整備
- ・ 従業者に対する研修の実施

6. 衛生管理

感染症が発生し、又はまん延防止のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

- ・ 感染の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置
- ・ 予防及びまん延防止のための指針の整備
- ・ 予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

7. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

8. 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じるものとします。

9. テレビ電話装置等を活用したリハビリテーション会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、個人情報の適切な取扱いに留意し、テレビ電話装置等(オンラインツール)を活用します。

医療法人社団増原会東城病院は、重要事項説明書に基づいて、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

《事業者》

庄原市東城町川東 1463 番地 1

医療法人 社団増原会

医療法人社団増原会東城病院

管理者 院長 増 原 章

《説明者》

リハビリテーション科

理学療法士 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

《利用者》

住 所 _____

氏 名 _____

《代理人(選任した場合)》

住 所 _____

氏 名 _____